

会社法会計、金商法会計、税務会計について

中小企業庁 事業環境部 財務課
平成22年2月

目次

1. 会社法会計

- 経緯

2. 金商法会計

- 経緯

3. 税務会計

- 経緯

- （参考）法人税法22条4項に係る裁判例の要旨

1. 会社法会計 — 経緯①

■ 明治23年 旧商法成立

○日本で最初の法律学上の企業会計規定を設置。

■ 明治32年 商法成立

○今日の日本商法の母法となる商法が成立。すべての商人が少なくとも毎年1回、すべての財産に関する財産目録と、貸借対照表を作成すべきことを要求。

■ 昭和37年 商法改正

○財産法的立場から収益法的立場へと転換。取得原価基準を原則とすることで実務的な負担の軽減を考慮。

■ 昭和49年 商法改正

○初めて会計包括規定として「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ（第32条2項）」を規定。

■ 平成10年 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省）

○「要求される情報に差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整されてきた」、「商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に関係し、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきた」として、商法と企業会計の接近について言及。また国際的観点から会計情報の比較可能性が求められており、会社実態を適正に表すための措置として金融商品の時価評価の導入を提言。

1. 会社法会計 — 経緯②

■ 平成11年 商法改正

○前年の「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を受けて金融商品の一部について時価評価を導入。

■ 平成13年 商法改正

○計算書類の公開について、自社ホームページ等によるインターネット公開が認められた。これにより従来の新聞・官報による公告と比較して実施コストが大幅に減少し、特に中小企業にとってはディスクロージャーを現実的に行う環境が整備。

■ 平成14年 商法改正

○会計基準の制定・改定に機動的に対応できるよう計算規定を省令化。また、商法特例法上の大会社に連結計算書類の作成を義務付け。

■ 平成17年 商法改正

○「商法」から「会社法」へと全面改正。商法にあった包括規定は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うもの（第431条）」として規定。会社計算規則第3条では「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」とした。

2. 金商法会計 一 経緯

■ 昭和23年 証券取引法成立

■ 昭和24年 企業会計原則設定（経済安定本部企業会計制度対策調査会）

- 商法計算規則との調和を図り、昭和29年、38年、49年、57年と4度の改正。同時に「財務諸表準則」公表。

■ 昭和25年 証券取引法改正

- 「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が一般に公正妥当であると認められるところに従つて証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」（証券取引法193条）
- 同年、財務諸表準則を法制化し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、財務諸表規則）」制定。

■ 昭和27年 企業会計審議会成立

- 経済安定本部から大蔵省に移管。

■ 平成9年～ 会計ビッグバン

- 国際的調和を推進し、一連の新会計基準を導入。

■ 平成13年 財務会計基準機構（企業会計基準委員会）設立

- 米国等の体制等を参考としつつ、会計基準の設定主体を企業会計審議会から民間主体へ移行。

■ 平成18年 金融商品取引法成立

- 「この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。」（金融商品取引法193条）
- 「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。」（財務諸表規則1条1項）
- 「金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」（財務諸表規則1条2項）
- 「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。」（財務諸表規則1条3項）
- 「金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものである場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。」（財務諸表規則1条4項）

3. 税法会計 — 経緯①

■ 昭和25年 シャウプ勧告

「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（昭和27年）

「税制上または税務上の理由により、企業の実際の純利益と実際の課税所得との間に不一致を生ずる事実を無視し得ないとしても、公正妥当な会計原則に従って算定される企業の純利益は課税所得の基礎をなすものであり、税法上における企業の所得の概念は、この意味における企業の利益から誘導されたものであることを認めなければならない。税法における所得計算の基本理念もまた究極において「一般に認められた会計原則」に根拠を求めなければならないのである」

■ 昭和42年 法人税法改正

○初めて会計の包括規定である公正処理基準「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（22条4項）」が規定され、確定決算主義が強化された。企業会計審議会の意見書が、この規定の策定に影響を及ぼしたものの一つであると考えられる。

「税法と企業会計との調整に関する意見書」（昭和41年）

「課税所得は、本来・税法・通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提として成立しているものである。（中略）そこで、このような観点を明らかにするため、税法において、課税所得は納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最小限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である。」

「税法上の各事業年度の課税所得は、企業会計によって算出された企業利益を基礎とするものである。すなわち、課税所得は、企業利益を基礎として税法特有の規定を適用して計算されるものである。」

「法人税法上の課税標準の総則的規定として、「納税者の各事業年度の課税所得は、納税者が継続的に健全な会計慣行によって企業利益を算定している場合には、当該企業利益に基づいて計算するものとする。納税者が健全な会計慣行によって企業利益を算出していない場合または会計方法を継続的に適用していない場合には、課税所得は税務官庁の判断に基づき妥当な方法によりこれを計算するものとする」旨の規定を設けることが適当である」

3. 税法会計 — 経緯②

■ 平成8年 税制調査会法人課税小委員会報告

○会計基準との調整を図るよりも「適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取り扱いをすることが適切と考える」として、税法の独自性を強調。

「税制調査会法人課税小委員会報告」（平成8年）
「…したがって、税法において、適正な課税の実現という税法固有の考え方から、商法、企業会計と異なった取扱いを行う場合があることは当然である」
「…法人税の課税所得は、今後とも、商法・企業会計原則に則した会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いをすることが適切と考える。」

■ 平成10年 法人税法改正

○法人税率の引き下げとともに退職給与引当金の縮小、賞与引当金制度の廃止など、課税ベースの拡大が図られた。

■ 平成12年 税効果会計の導入

○税効果会計の導入。

■ 平成14年 法人税法改正

○退職給与引当金の廃止。

(参考) 法人税法22条4項に係る裁判例の要旨①

■ 東京地裁：昭和54年9月19日

○判決要旨

- ・健全な一般社会通念に照らして公正妥当と評価しうるに足るもの、すなわち健全な簿記会計の慣習をいう。

■ 大阪高裁：平成3年12月19日

○判決要旨

- ・法人税法22条4項にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」とは、客観的な規範性を持つ公正妥当な会計処理の基準という意味であり、必ずしも企業会計原則のような明文化された特定の基準を指すものではなく、企業会計原則以外の他の会計慣行をも含むとともに、企業会計原則であっても解釈上採用し得ない場合もあり得る。

■ 最高裁：平成5年11月25日

○判決要旨

- ・法人税法22条4項（各事業年度の所得の金額の計算）は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならぬとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものと思われる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も当該会計処理を正当なものとして是認すべきである。

■ 福岡地裁：平成11年12月21日

○判決要旨

- ・経済社会において確立された会計慣行のうち、一般の社会通念に照らして公正で妥当であると評価することができる会計処理の基準を意味する。

(参考) 法人税法22条4項に係る裁判例の要旨②

■ 神戸地裁：平成14年9月12日

○判決要旨

・企業会計原則や、商法、証券取引法の計算規定に代表される、財務諸表の作成上の指針あるいは制約事項として、企業会計実務の中に慣習として発達具体化した会計原則をいうものであって、経営者に恣意的な会計方法の選択を許すものではなく、一般社会通念に照らして公正かつ妥当であると評価されうる会計処理の基準を意味する。

■ 東京地裁：平成19年1月31日

○判決要旨

・一般社会通念に照らして公正で妥当であると評価され得る会計処理の基準を意味し、その中心となるのは、企業会計原則や商法及び証券取引法の計算規定並びにこれらの実施省令である旧計算書類規則、商法施行規則及び財務諸表等規則の規定であるが、確立した会計慣行をも含んでいる。